

岩見沢市ふるさとワーキングホリデー事業参加者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に一定期間滞在し、収入を得ながら、地域住民との交流等を通じて岩見沢市での暮らしを体験しようとする者に対し、補助金を交付することにより、本市への移住のきっかけづくりを図るため、岩見沢市補助金等交付規則（平成18年規則第27号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ふるさとワーキングホリデー推進要綱（平成30年5月30日付け総行政第105号）に基づく「ふるさとワーキングホリデー」に該当する事業として行われた募集に応募し就労した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかにおいて、令和5年9月15日から令和5年10月15日までの期間内に概ね2週間以上就労する者であること。
 - ア 市が指定する農家での収穫作業等
 - イ ログホテルメープルロッジでのホールスタッフ業務
- (2) 北海道外に生活の本拠を置く者であって、前号に規定する就労の期間を通じて岩見沢市内に滞在する者であること。
- (3) 岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算定期間は、いずれも一月を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費から、前条各号に規定する経費につき受入事業者から支給を受けた額を差し引いた額とし、補助対象者一人につき、10万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、以下の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 居住地が確認できるもの
- (2) 就労内容を含めた市内滞在予定がわかるもの
- (3) 第3条に規定する経費の見込額がわかるもの
- (4) 誓約書兼同意書

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象期間の終了後、速やかに規則第14条に規定する「補助事業等実績報告書」に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就労実績がわかるもの
- (2) 第3条に規定する経費の実績額がわかるもの
- (3) 期間中の地域との関わり等に関するレポート

(決定の取消し)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月21日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失する。

別表（第3条関係）

経費区分	補助金の額等
雇用保険料	参加者の受入れにあたり必要な雇用保険料の額
労災保険料	参加者の受入れにあたり必要な労災保険料の額
任意保険料	参加者の受入れにあたり必要な任意保険料の額
交通費	ふるさとワーキングホリデーにより岩見沢市に滞在する期間中のレンタカー（燃料費を除く。）又は公共交通機関の利用に係る実費額（その額に100円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額）とする。
宿泊費等	ふるさとワーキングホリデーにより岩見沢市に滞在する期間中の、市が指定する宿泊施設への宿泊に係る実費額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1泊につき5,000円を限度とする。 ただし、受入事業者が宿泊場所を提供する場合は、滞在期間中に使用する家具・什器の賃借等に係る実費額とする。